

令和6年余市町議会第1回定例会会議録（第2号）

開 議 午前10時00分
延 会 午後 1時52分

○招 集 年 月 日

令和6年3月8日（金曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和6年3月11日（月曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長	12番	藤野博三
余市町議会副議長	3番	岸本好且
余市町議会議員	1番	山本正行
〃	2番	尾森加奈恵
〃	4番	佐藤剛司
〃	5番	内海富美子
〃	6番	庄巖龍
〃	7番	中井寿夫
〃	8番	川内谷幸恵
〃	9番	土屋美奈子
〃	10番	伊藤正明
〃	11番	茅根英昭
〃	13番	ジャストミートあたる
〃	14番	大物翔
〃	15番	白川栄美子
〃	16番	寺田進

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	渡 邊 郁 尚
総務部長（兼）税務課長	高 橋 伸 明
総 務 課 長	越 智 英 章
財 政 課 長	高 田 幸 樹
民 生 部 長	篠 原 道 憲
福 祉 課 長	大 平 直 規
子育て・健康推進課長	新 木 徹 也
保 険 課 長	小 黒 雅 文
環 境 対 策 課 長	大 森 直 也
総 合 政 策 部 長	阿 部 弘 亨
政 策 推 進 課 長	橋 端 良 平
農 林 水 産 課 長	奈 良 論
商 工 観 光 課 長	原 田 孝 嗣
建 設 水 道 部 長	千 葉 雅 樹
建 設 課 長	成 田 文 明
まちづくり計画課長	北 島 貴 光
下 水 道 課 長	樋 口 正 人
水 道 課 長	紺 谷 友 之
会計管理者（併）会計課長	須 貝 達 哉
農業委員会事務局長	濱 川 龍 一
教育委員会教育長	前 坂 伸 也
教 育 部 長	浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長	内 田 真 樹 子
社 会 教 育 課 長	中 島 豊
選挙管理委員会事務局長 （併）監査委員事務局長	石 川 智 子

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 細 川 雄 哉
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

第 1 一般質問

開 議 午前10時00分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和6年余市町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第1、8日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位2番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 質問に入ります前に、一言申し上げたいと思います。

本日3月11日は、今から13年前、東日本大震災並びに原子力発電所の過酷事故が発生した日でもあります。改めて犠牲となられた方々に哀悼の意を表しますとともに、今なおふるさとに帰ることができない多くの方々を思うと胸が痛む次第でございます。まさか13年後の今日、再生可能エネルギーの分野について私自身が質問することになるとは思いませんでした。

本題に入ります。令和6年第1回定例会に当たり、さきに通告済みの質問1件について答弁を求めます。よろしくお願ひします。

余市・古平間の巨大風力発電設備建設について伺います。本町と古平町の境界付近に本州の電力会社が最大で7万5,600キロワット、1基当たり

4,200から6,100キロワットのローターを含めた高さ180メートルの風力発電設備を最大18基建設する計画が進められています。私は、再生可能エネルギーの技術開発、普及促進自体は大変意義のあるものと考えています。しかし、膨大な自然、生態系の破壊を前提とし、ましてや私たちの生活圏に影響を与えかねないものであるとするならば話は別です。地元の自然や生態系を壊すのではなく、可能な限り環境に影響を与えない自給自足型の再生可能エネルギー網が形成されていくことを強く望んでいます。

昨年大手総合商社が余市・小樽間の山間部に巨大な風力発電設備を建設しようとしていたことが、6月17日に中止を発表しました。建設資材費の高騰などもあります。地域住民の反対、そして小樽市長が自ら山に登り、現場を見た上で生態系や景観への影響を考慮し、是認できないとする意見書を北海道知事に提出したことが大きな影響を与えたと考えています。自治体もこうして決定に影響を与えることができるのです。想定区域が行政区域に含まれる本町としても、現在進むこの計画の進展を傍観するわけにはいきません。そこで、以下伺います。

1つ、再生可能エネルギー普及そのものは歓迎すべきことだが、手放しに受け入れてよいものではないと考えます。今回の事態は容認しかねます。生態系保護や人間の健康や生活も含めた周辺環境への影響を勘案し、中止を求めるべきと考えますが、見解を伺います。

2つ、2月に本町は道から地元自治体として意見書の提出を求められていると思うが、回答内容について伺います。

3つ、想定区域に生息していた野生動物が生息域を追われ、別の地域に影響を与えかねません。熊、鹿などは山伝いに移動することを考えると、想定区域だけを念頭に置いて物事を考えるべきではないと考えますが、見解を伺います。

4つ、林野庁が公開している地図によると、本町内の想定区域は山地災害防止のために設定されたエリアが大部分を占め、植林を行うなどした箇所も幾つか確認できます。災害発生時の対応に懸念もあります。また、本町には高さが200メートル近い構造物で火災が発生した場合、自然鎮火を待つ以外に対処方法がないように思うが、災害対応について見解を伺います。

5つ、想定区域は水源涵養保安林であり、本町の水道水源保護地域も同区域内にあります。こうした場所にまで工事による影響が及ぶ可能性があることは重大と考えますが、見解を伺います。

6つ、町の再生可能エネルギービジョンを見て感じるの、特に地域分散、自給自足に近づけることの重要性であり、この見地で考えた場合、ビジョンと本計画とはなじまない部分もあるのではないかと考えますが、見解を伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 答弁に先立ちまして、私からも東日本大震災で犠牲になられた方々に哀悼の意を表したいと思えます。

14番、大物議員の質問に答弁いたしたいと思えます。1点目の当該計画に対して中止を求めることについてですが、環境影響評価法に基づくアセスメントが実施されており、既定の法手続において適切に進められると考えておることから、町としてはアセスメントにおける有識者会議の議論を注視するとともに、地域住民の理解が得られるよう丁寧な説明と誠意ある対応を求めています。

2点目の地元自治体としての意見書の回答内容についてですが、低周波等による健康被害、自然景観や土砂災害等への影響を回避することや電力の地産地消方法の確立に加え、災害時における電力供給体制の構築や地域貢献策の実施など、町として求める事項について意見書を提出しております。

3点目の野生動物への影響ですが、こちらも環境影響評価法に基づくアセスメントが実施されて

おり、町としても動植物及び生態系への影響について適切な方法で予測及び評価を実施し、影響を低減するよう求めています。

4点目の災害対応、火災対策についてですが、当該計画の実施地域は山間地にあり、大規模な開発による土砂災害のリスクについては現時点において事業者が実施する環境影響評価による適切な場所の選定や地質調査により必要な対策を講ずるものと考えています。また、火災対策についての見解ですが、風力発電設備自体の火災対策として、設置者が適切に行うものと考えています。

5点目の水源付近での工事についてですが、河川への影響や水の濁りが生じないように十分に検証し、影響を回避するよう求めています。

6点目の再生可能エネルギーにおける地域分散、自給自足についてですが、地域で発電された電力は地域で消費されることが望ましいと考えています。当該計画についても町内を含めた北海道エリアを売電先に予定していると聞いています。

○14番（大物 翔君） 順番に伺ってまいりたいと思えます。

基本的な部分は、小樽余市間の意見を求められたときとそこまで大きな違いはないのかなと今お話を聞いて感じました。そのいい、悪いという話ではないのですけれども、ただ問題なのは有識者の方々の検討を信じるのだと、信じたいのだというのはもちろんそのとおりだと思うのです。知見を有している方々の判断でしょうから。ただ、それが全てクリアされていくとするならば、なぜ今時点で稚内など道北地域など中心に道内でも様々な問題が発生するのかという、有識者をもってしても酌み取り切れていない部分があるからではないかと私は考えるのです。だとすれば、専門家の議論ばかりに頼るのではなくて、我々としてもではこれってどうなのだというものの知見を深めていくべきであると考え次第なのです。昨年当該電力会社が説明会開きました。たまたま偶然我

が議会の議会懇談会と同じ日だったのですけれども、名誉のために申し上げておくと、先に会場を予約して、時間を設定したのは我々議会でございます。電力会社が後から予約を取って、会場を取って、説明会をやったのです。このこと一つ取っても誠意ある対応とはとても言えない、私はそのように考えます。さらに、説明会に実際に行かれた方の話など聞いても、まともにこちらから出した疑問に対して答えているとは思えないのだという意見があちこちから出てまいっております。こうした事態を考えますと、適切に業者がやってくれるのだということを担保にして進めていくのはいささか問題があると考えますが、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

質問の趣旨がいろいろな議論が混ざり合って不明確なので、整理させていただきますと、今の再質問の趣旨としては業者の説明は信用できないから、我々も知見を深めていくべきというような趣旨だというふうに理解して、答弁させていただきます。それに関しては、業者の実際の説明が信用に足るものか足らないものか私としては判断する立場にございませんけれども、専門家会合での議論が私としては適切に行われていると思っております。その一例を挙げますと、業者の説明に対して専門家から厳しい指摘がなされており、もちろん専門家、知見のある人ですから、大物議員はそういう人たちのことは信用できないというような見解かもしれませんが、それは我々が判断する立場にございませんので、実際の事実だけ見ますと専門家会合で厳しい議論のやり取りをされており、その中で業者がこの問題解決しなければ次に進めませんよというような指摘もなされていることから、専門家会合は適切になされているというふうには思っています。

また、我々自身も知識を深めるべきではないか

については、まさにそのとおりであって、私も町民説明会の話聞いていますけれども、町外の方が非常に多くて、非常に反対集会のような感じだったというふうな意見も私のところには届いておるわけです。すなわち、言いたいことは両者の意見を適切に聞いて、合理的にどちらにくみすることもなく、合理的な解釈に基づいて判断していくというような見方が必要なのではないかというふうに思っており、私の1問目の答弁としてはそういう内容になっているということです。

○14番（大物 翔君） 全く信じていないというわけではもちろんないのです。ただ、不十分さがあるぞという話でございます。説明会が終わりまして、意見公募が行われて、今意見内容自体はネットでは見れるのですけれども、町長というか、町が出した意見はまだ公表はされていない状態なのですけれども、ちなみに件数拾ってみますと、今回の件で寄せられた意見というのは75件ほどあったそうなのです。このうちの半分以上は余市の地元の方が様々な見地から意見を寄せているという、もちろん近隣の仁木町さんからも上がっておるそうです。ちなみに、古平はゼロ件だったそうです。だから、決してよその町の人たちがああだこうだ言っているというわけでも必ずしもないという。地元の人には地元の人としてちゃんと考えて、自分たちなりの見解を申し上げているという部分が非常に大切ではないかと思うわけです。

ちなみに、説明会の場に町の職員の方というのはどなたか参加されているのでしょうか。話は聞いているよと町長おっしゃっていますけれども、土日であるので、行けというふうにはなかなか言いづらかった部分もあろうかとは思いますが、どうなのでしょう。ちょっと見てきなさいというふうに指示出したとか促したとか、そういった事実というのはあったのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

説明会には、町からも職員が傍聴には行っております。

○14番（大物 翔君） その点は分かりました。

質問の中でも申し上げておりますけれども、立証され切っていない部分もあるから、少し申し上げるべきか迷っていたのですけれども、俗に言う風車病の話をしさしてください。これ人によって随分と感じ方が違うという部分もあるようで、ちなみに環境省はいわゆる超低周波については気のせいですよ、思い込みですよというふうに言っているのです、公式に、2007年に。だから、国ぐるみでそれは問題ないというふうに言い続けなければいけなくなってしまったという背景はきっとあるのだろうと思うのですけれども、では実際に風車建設が行われた地域の医療機関で働いていらっしゃる医師の方の話をちょっと見ることができたので、お話ししたいと思います。いわゆる風車病というものは目まい、動悸、頭痛などを起因とする睡眠症候群の一種であると。一番難しいところは、みんなが風車病になるわけではなくて、なる人は全体の3%から5%程度であると。個人差が大きいのだと。しかし、私たち医師からすると、風車を止めたらそれまでつらかったという症状が一斉に改善したという事実があるのだと。それは、風車が原因ということに医師としては見ざるを得ないという話もあるのだと。この分野というのはまだまだ未解明な部分も大きいと思うのですけれども、ドイツももともとは核実験を検知するために設置された研究機関というのがあるそうなのです。ドイツ連邦地球科学天然資源研究所という随分長い名前なのですけれども、ここが計測をしていましたところ、5メガワットの発電、風車が出す低周波は20キロ離れていても感知できましたということが、BGRというところなのですけれども、「ZDFプラネット」という番組で、外国の番組だそうなのですけれども、放送されていたそうなのです。だから、まだ

まだこれ未解明の部分はあるのではないかなど。となれば、危うきに近寄らずではありませんけれども、そういう部分にはなるべく関わらないと、遠ざけていくということが肝要なのではないかなと感ずるのですが、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

専門家の議論で、専門家間で議論される話だと思えます。

○14番（大物 翔君） 3番目の件も恐らく同等だと思うので、4番目に行きたいのですけれども、林野庁が公開している地図、石狩地区森林区画第6次国有林野事業実施計画図という、随分大きい図面なので、私今日持ってこれなかったのですけれども、これなど見ていると、建設想定区域という場所がもちろん水源涵養保安林だし、国有林だし、しかもここが日本でも数少ない、全体の2割程度しかないと言われている自然林なのです。鉄道1キロ造るために山1つ分の木材が必要だとかつては言われていたそうです。江戸時代以前の話ですけれども。人間は、結局まきを取ったり、鉄を造ったり、あるいは住宅を建てたりするためにこれまでおびたしい数の森林伐採を繰り返してきたのです。北海道はちょっと例外かもしれませんが、本州のほうなど行きますと、私たちがよく見るこれぞ日本の原風景だねという里山って、山というのはあれは後の時代に人間が植林してつくった山なのです、大部分が。ところが、ここというのは文字どおり手つかずの自然が残っていると。なぜ私たちはそういう場所にまで分け入って行って、自然を壊してまでこういったものを造らねばならないのかということがそもそも問題だと思うのです。5万キロワットを超えてしまうと自治体が許認可権を持っていないという都合ももちろんあるのですけれども、だからといって日本に住んでいるみんながお金を出し合って守ってきた国有林、私はこれに手をつけるべきではな

いと考えています。

そして、この地域というものは、表題でも申し上げましたけれども、余市町の水源保護区でもあるわけなのです。この当該地域に実際に風車が建つとなると、特に豊浜の取水口とか梅川の取水地にも影響が出かねないと思うわけです。これは町が出してくれた資料の写しなのですけれども、だからそういった部分をでは外して造っていきましようかという話になっていくと、ほとんどが住宅街に近づいて……

○議長（藤野博三君） 大物議員に申し上げます。

資料等の提示は理事者側にはしないことになっておりますので、その辺十分配慮した中で質問お願いしたいと思います。

○14番（大物 翔君） 失礼いたしました。だから、そうしたもので考えていくと、そもそもここは多分適地ではないというのが私がたどり着いた見解なのでございます。なぜ我々の生活を犠牲にしてまでそんなことをしなければいけないのか、非常に腹立たしい問題でございます。だからこそやめたほうが良いと再三申し上げている次第なのですが、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

大物議員の見解は、風力発電の建設に反対すべきだということですよ。私の見解は、先ほど申し上げましたとおり、専門家間の議論を踏まえて、最終的には町民の利益になるような判断をするということで意見書を出しているわけです。その意見書の内容は結構他町村から見ても厳しめの内容になっておりまして、余市町が出した意見書のポイントはエネルギーの地産地消を確立せよというようなものなわけです。大物議員は先ほど来何でこんな山奥に入っていくって云々という話をされましたが、我々人間が生きている以上はエネルギーは使わなければいけないものなので、そうやって人類が生きてきた以上は人類にはエネ

ルギーが必要なものだから、どこかからエネルギーリソースは取らなければいけない。では、近くに原子力発電所ありますけれども、今は止まっていますけれども、それも今使えない。しかも、CO₂がどんどん排出されていて、地球温暖化が進んでいる。このような中でどのようなエネルギーリソースを確保していくのかというのは、まさに全日本が抱える課題であるわけです。そんな中でこの風力に関しては、私の意見は先ほどから申し上げているとおり、いい、悪いではなくて、きちんとメリット、デメリットを専門家の意見、専門的な知見を踏まえて最終的にどうするかというのは判断すべきというのが私の意見でございます。

○14番（大物 翔君） おっしゃることは分かります。人間が文明を持って以来深く深く土を掘って、資源を取り出さねば生きていけなくなってしまった、それはそのとおりなのです。だからこそなるべく負担かからない方法でという話なのですけれども、ただ風車に関して言えばなのですけれども、もう一つ問題点としては距離の規制がほとんどないことなのです。古い事例で申し上げますと、静岡の東伊豆という地域の山間部に集落、120名ほど住んでいらしたそうなのですけれども、あったそうなのです。何とそこの350メートル先に風車を建ててしまったという。その結果、結局ほとんどの人がそこに住めなくなってしまって、土地を離れることになったということがあったというのが一つと、特に欧州などが風車建設に関しては結構早い時期から進めていたそうなのです。ただ、ドイツなんかでは、陸上であれば22キロ民家から離れなさいという規制を持っているのです。比較的規制が緩いと言われている中国でさえ10キロ離せとなっているのです。ところが、今回の計画でいくと、1.5キロ以内に民家があるのです。私が見たところ、1キロから1.5キロ圏内でも、2キロ圏内ですら学校が2つ、福祉施設や医療機関が5つ、

そして民家が大体百数十軒、150軒ぐらいかな、あったはずなのです。ちょっと今資料どこか行ってしまったので、おおよその数字でしか申し上げられないのですけれども。

エネルギービジョンの話に少し触れていきたいのですけれども、これ見ると、もちろん今町長がおっしゃったように、エネルギー資源と地域産業を掛け合わせることによって地域経済を活性化していきたいのだと。災害時の発電供給にもつながる可能性が高い再エネ導入計画を策定したいのだということが町が出しております再生可能エネルギービジョンに示されているのです。こうした考え方で見ていった場合に、結局北海道内の地域のほうに売電をしていくのだというのが電力会社の今のところの考え方のようなのです。だから、もちろんエネルギーそのものは日本中で考えていかなければいけない問題なのですけれども、ここでやらないでくださいよと。むしろ余市町が着目して、もっともっと進めていかなければいけないのは、新しい道の駅の中でも構想が出ていらっしゃるようですけれども、自営型の送電網を使って、自給自足に近づけていくと。こうした考え方には、そもそも大型の産業型の発電というのは似つかわしくないと思うのです、せっかくこんないい計画持っている余市町としては。だから、そのずれというものがあるのだから、ちょっとやめなさいというふうに言う必要は、意見書の中で町長も言っているというのですけれども、もう少し強めに言うべきではないかと思うのですけれども、どうですか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

再生可能エネルギーに関しては、オフグリッドとか、建物で完結するというのを達成するのが一番もちろん合理的でありますし、それが地産地消につながるというふうに考えております。昔から日本のみならず、いろいろところで天然の

核融合装置である太陽の光を活用して炭にして、それを燃料にするというような感じで循環型のエネルギーリソースの使用が行われてきたわけですが、それが賄えなくなって、人間生活がどんどん多様化して、電力なしでは生きていけない世の中になって、どうやってエネルギーリソースを確保するかという問題が今まさに出てきて、昔から出てきているわけですが、今まさに議論になっているわけですが、基本的に余市町の考えは、先ほども申し上げましたが、ほかの町村よりも結構厳しめに言うておまして、小樽の話もそうですけれども、そのときも結構厳しめに言ったわけですが。反対を表明するだけが反対の表明ではなくて、私も戦略的にやっているわけなので、どのように意見書を出せばどういう対応するかというのを考えながらやっているわけですが、きちんと町民の利益になるような、誘導するような意見書を出しているわけなので、そこは別に風力発電にくみする、くみしないの話ではなくて、合理的に判断して、町民の利益になるような判断をするというのが私の方針であります。

○議長（藤野博三君） 大物議員の発言が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

発言順位3番、議席番号9番、土屋議員の発言を許します。

○9番（土屋美奈子君） 令和6年第1回定例会に当たりまして、さきに通告しております一般質問1問を質問いたします。答弁のほどよろしくお願いをいたします。

犯罪被害者支援条例の制定について。犯罪被害

者等基本法（平成16年法律第161号）は、犯罪被害者やその家族が適切な支援を受けられるようにするための基本的な枠組みを定めたものです。被害者の権利の保護と支援の充実を図ることを目的としており、犯罪被害者への経済的支援、心理的ケア、情報提供、適切な治療やカウンセリングサービスへのアクセスの保障など幅広い支援策を盛り込んでいます。また、この中で国だけではなく、地方公共団体や民間の支援機関も犯罪被害者支援に関わるべきことを明示しています。これを受けて、全国では条例制定などの整備が進みましたが、道内市町村の制定率は僅か8.4%、昨年8月、毎日新聞の報道ですが、となっており、全国と比べても進んでいない状況です。特に犯罪被害者の経済的な支援をめぐるっては、国の犯罪被害者給付制度があるものの、支給までに平均6か月、事件によっては1年近く要することもあり、その間のつなぎ役として各地方公共団体の条例による見舞金制度は国の制度より額は少なくとも、即時の経済的支援ができるものとして注目をされています。一方、昨年10月22日の北海道新聞では、知床半島沖で起きた観光船沈没事故を取り上げ、見舞金支給などの被害者支援事業で事故被害者は除外されている状況が7割に及んでいることを指摘し、被害者支援を事件のみとするものの判断の是非に疑義を投げかけております。後志管内においては岩内町、共和町、泊村、神恵内村が犯罪被害者への支援強化を目的に警察署と協定を締結したとの報道が先月21日にあり、4月より条例が施行されることとなりますが、ここには事故被害者に対しての支援も盛り込まれたところですが。昨年1年間の余市警察署管内犯罪発生状況は、刑法犯総数で116件、余市警察署発表、となっており、決して少ない数ではありません。

以上のことから、犯罪被害者に対して迅速に支援を行うため、社会や日常への復帰の道りを少しでも軽減するため地方自治体の積極的な取組は

必要であり、国の法律によって自治体の責務とされたことを鑑みても条例制定は必要であると考えます。ご見解をお伺いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁します。

本町では、余市町安全で安心な地域づくり条例（平成21年条例第19号）第8条において、犯罪被害者等への支援として関係機関と連携を図りながら犯罪被害者等の支援に関する情報の提供、相談、広報啓発、その他の必要な支援を行うこととされています。犯罪被害者の支援に特化した条例の制定につきましては、先進自治体への情報収集を行いながら、関係機関からご意見を伺うなど今後調査してまいります。

○9番（土屋美奈子君） 答弁をいただきました。今後検討されていくということですが、本町では今余市町安全で安心な地域づくり条例に盛り込まれているということでしたけれども、この質問の趣旨として、1問目に書かせていただきましたけれども、まず迅速な対応、それも資金的な、経済的な対応という視点がございます。これは条例を制定しなければ対応していかれないものなのだろうというふうに思います。先ほど述べられた余市町安全で安心な地域づくり条例の中では、こういった対応はできないのだろうと思うのです。自治体が条例を制定することの効果として、まず犯罪被害者の具体的な支援策、こういったものをきちんと明確化される。そしてまた、迅速に効果的に支援が可能になるということです。どういう支援を本町としてするのだということを条例として、犯罪被害者に特化した条例としてつくることで、きちんとした対策が打てるのだろうというふうに思っています。そしてまた、余市町の条例となったときに町内全体の意識の高揚というものも図られるのかなというふうに思いますけれども、この点に関してまず見解をお伺いしたいというふうに思います。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

本町がどのように犯罪被害者の方々に救済措置を行うかについてですけれども、北後志地区犯罪被害者ネットワークというのがございまして、ご存じかと思えますけれども、年に1回開催しております、余市警察署が事務局になっており、構成町村全部入っているわけですけれども、そこで情報交換を行って、犯罪被害者または関係者の心情などを理解し、相談ニーズに応える活動をやっているということでございます。ご指摘の趣旨としては、あと経済的な支援に関してなのですけれども、余市町安全で安心な地域づくり条例の中のその他の項目というのがあるので、ここで出せるか出せないか法的な見解が必要だと思うので、ちょっと確認が必要なのですけれども、いずれにせよ既存の条例で支援できる範囲ではもちろんやることはできるというふうに考えています。

○9番（土屋美奈子君） 昨年の北海道新聞なのですけれども、条例制定に向けて状況が載っていた記事があるのです。1問目でも申し上げましたけれども、北海道はすごく遅れているようなのです。昨年10月時点で道内で条例を制定している市町村というのはまだ18しかなくて、その18の中の7割で事故等の対応をしたものは盛り込まれていなかったという記事が出ました。これで大丈夫なのかということが新聞で投げかけられておりました。今先月の後志管内の状況見ると、管内、条例制定が進んでおりまして、岩内、共和、泊、神恵内、ここは連携して協定を締結したのでありましょうけれども、4月から条例が施行されるという状況があって、北海道内遅れているといっても後志管内はまあ条例制定がされているのです。こういった状況鑑みて、やはり余市町も制定に向かって検討するべきではないかというふうに思います。条例を制定することによって、先ほど言ったように、余市町安全で安心な地域づくり条例で

対応できるかどうかという話でしたけれども、迅速な支援体制、つまり犯罪が起きてすぐのときに国からお金がなかなか出てこない。そして、北海道の条例に支援策がないのです、道条例に。そうしたら、地域のきめ細かな対応に関しては、やっぱり町村ではお金を出すとなれば条例制定の必要性というのは求められるのではないかなというふうに私は考えますけれども、どうでしょうか。見解をお伺いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

岩宇4町村の協定なのですけれども、報道ベースでは余市で既にある条例の内容とそんな変わらないのかなと思ってまして、あとは金銭的支援なのですけれども、8条でその他の支援というのがあって、9条で施行に関する必要な事項は町長が定めると書いてあるので、金銭的な支援を施行規則とかでできるのかどうかはちょっと法的な解釈が必要になってくるけれども、条例がなくとも既に既存の条例でできる可能性もあるので、その辺は後で調査をすることにします。

○9番（土屋美奈子君） 令和2年度なのですけれども、余市町議会で意見書を採択して、国に上げているのです。その内容としては、犯罪被害者支援の充実を求める要望意見書ということで、余市町の議会として国に上げたものです。ざっと見ますと、平成16年に犯罪被害者等基本法が成立し、全部読むのは長いですね。法律の制定によって一定の前進をした。しかしながら、いまだ不十分だということ。国において要望した事項としては、訴訟などを通じて迅速かつ的確に損害賠償、損害の賠償を受けられるように実効性を確保するための必要な措置を講じてください、犯罪被害者等補償法を制定するなどして、犯罪被害者に対する経済的支援を充実させてください、手続、負担を軽減させてください、そしてこういった手続や法的な支援が受けられるように公費による弁護士制度

を創設していただきたい、そしてワンストップ支援センター窓口をつくっていただきたい、犯罪被害者支援施策を実施するための全ての地方公共団体において犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援をしていただきたい、これがうちの町が議会として上げた意見書です。つまり全ての自治体が最後に条例を制定するべきだというのは、本町の議会としても意見書として国に上げているのです。ですので、町長答弁、今後他町村の動向見ながらということでしたけれども、しっかりと最後検討していただきたいというふうに思いますので、見解を再度お願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど来話題というか、言及しております平成21年の条例は、内容を見たら事実上の犯罪被害者の支援に関する条例のような役割を果たしている、あとは問題は経済的なものだと思うのですが、大体ほかの自治体の事例を見ると遺族の見舞金が30万円、重傷の見舞金10万円、性犯罪被害見舞金10万円というような感じなのです。例えば札幌市だと条例はないけれども、要綱で見舞金を支給しているというような事例もあるので、事実上、私の見解としてはこれは、先ほど調査すると申し上げましたけれども、同じような役割を果たしている、あとはどう経済的に支援していくのかというのをほかの自治体の事例も見ながら調査するというのかなというふうに思います。

○9番（土屋美奈子君） 事故被害者についての見解もお願いしたいので、よろしくをお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

事故被害者に関しては、大体他町村などの例を見ますと、加害側の保険金で保険金が払われる場合が多いので、対象外としているというケースが多いようなのですが、その点もほかの町の条例な

ど調査させるようにいたします。

○9番（土屋美奈子君） 私はしっかり条例を制定したほうがいいのではないかとこのように思うけれども、今後の課題検討としていただきたいというふうに思います。道内でその動きが多分加速をしますので、そして余市町は後志管内でもまあまあ大きな町村であって、軸となる町村だと思っているので、しっかりとした対策を打っていただきたいというふうに思います。また、うちの議会としても全ての地方公共団体が条例を制定するべきだという意見書を国に上げているということも鑑みて、本町で対策をまずやっていただきたいというふうに思いますので、答弁同じかもしれませんが、検討していただきたいと。つくるべきだというふうに思いますので、再度、もう一度、すみません、見解をお願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

特化型条例というような名称にはなっていませんけれども、条例の内実を見たら事実上の特化型条例のような形になっておりますので、あとはどういうふうな経済的支援をするかについては調査するということが一番合理的な判断かなというふうに思いますので、いずれにせよいろいろなケースを見て考えてみます。

○議長（藤野博三君） 土屋議員の発言が終わりました。

発言順位4番、議席番号16番、寺田議員の発言を許します。

○16番（寺田 進君） 令和6年余市町議会第1回定例会に当たり、一般質問を行います。答弁よろしくをお願いいたします。

町営斎場建替事業について。梅川町営斎場建て替え事業は、平成30年度に本工事を着手しましたが、造成工事中にのり面が崩落、令和元年には地滑りが発生し、工事中断、令和3年度に対策工事を行ったが、敷地面積の減少などにより計画どお

りに進めることが困難となり、令和3年、コンサルタント会社に適地選定業務を委託、7か所の候補地を選定し、都市公園予定地を第1候補とし、町民説明会、検討会を経て、地質調査を行った結果、廃棄物層が確認され、費用、時間等を考え、事業を断念、その上で町民からの意見等を再検証し、総合的に検討し、民有地を含め事業を進めていくとされ、令和6年2月の第1回臨時会での行政報告で梅川556番地1が最も適当な候補地であると判断し、事業を進めたいと発表されました。そこで、以下伺います。

1、令和3年の適地選定業務ではコンサルタント会社に委託し、7か所の候補地を選定し、安全性や将来性の観点から推奨されました。今回ほどのような経緯で選定されたのでしょうか。

2、2月26日に行われた地域説明会の中で、令和6年度に各種調査を行うとのスケジュールが発表されましたが、各種調査とはどのような調査なのか具体的にお知らせください。

また、物件調査、用地買収も令和6年度となっておりますが、各種調査と用地買収はどちらが優先されるのか伺います。

3、地域説明会の質疑応答の中で安全性は大丈夫なのかとの質問があり、なるべく掘削、盛土等の形質変更を最小限に行うと回答されましたが、現梅川斎場とは350メートルしか離れておらず、同じ斜面の中腹と思われます。地滑りが発生した現斎場での工事でも各種調査の上、基本設計、実施設計、工事と進んで、中断、対策工事となりました。今後の工事を進める上で安全対策を含めどのように進めようとされているのか伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、寺田議員の質問に答弁します。

1点目の選定の経緯についてですが、梅川地区で民有地を含め複数の土地について比較検討を行い、当該地は敷地が広く、建築するための面積が確保でき、主要な幹線道路沿いで付近及び沿線に

住居がないこと、また工期についても現計画地と比較したところ火葬中に工事を中断することがないなど工期の短縮が見込め、さらに土地の所有者にも候補地として選定することに承諾をいただいたことから、早期に事業を進めることが可能と考え、当該地を選定したものです。

2点目の各種調査についてですが、敷地の大きさや高低差を把握することを目的として測量調査や、地下水や地盤を把握することを目的としての地質調査の実施を考えております。

また、各種調査と用地買収のどちらが優先されるかについてですが、各種調査を実施しながらも土地の所有者に対しても丁寧に用地交渉を進めていきます。

3点目の今後の工事の進め方についてですが、測量調査や地質調査におけるデータ解析や考察による現地での課題解決策を検討していく中で、大規模な盛土や切土を行うことなく施設を適正に配置できる造成計画を策定し、安全性に配慮しながら工事を進めていく考えです。

○16番（寺田 進君） 1点目の経緯のご説明をいただきました。今ご説明いただいたのは、ある意味では町の内部的な情報といえますか、経緯の説明かと思われたのですが、私が懸念しているのは町民への情報提供がどういうふうになっているのか。そういう意味では、残念ながら中断になった都市公園予定地のときは様々な外部団体、また町民説明会等を行いながら進んでいたような気がします。そういった意味では、何か町民への情報提供がある意味ではトーンダウンをしているような気がするものですから、あえて伺いました。この辺について町民への今後の情報提供等はどのように考えていらっしゃるのか再度伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、寺田議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

ここに決まった経緯の町民への周知が不足しているという話でありましたが、梅川地区に関して

は、検討委員会で都市公園予定地か梅川の現斎場かというような話になりました。これは、町民の代表者の意見も踏まえて、その2か所に絞られていったわけです。梅川地区に関しては、現斎場地ではありませんけれども、その周辺エリアということで梅川地区での町民説明会も行っているわけでありまして。このように町民への周知に関してはやっているというような認識でございます。

○16番（寺田 進君） おっしゃることは分かりますと言うとあれなのですけれども、ただ単純な、別の地区に住んでいる、私もそうですが、町民からすると、前回のときは2回か3回説明会あって、そして最終的にここでやりましょうと教えてくれた。そこに参加するかどうかは別として、今回は町長の行政報告が出たときにある意味では町民の方が分かったといいますか、その中間の段階では分からなかった人が多かったのかなという気がするものですから、そういうふうにお伺いさせていただきました。今後ともそういう意味では、本当に町民が期待をしている事業ですから、ある意味ではマスコミ等の報道が優先されることなく、しっかりと町民に伝えていっていただきたいというふうに要望して、この件は終わります。

2件目の地質調査の件です。地質調査、様々やりながらやりますよということで、地盤調査、地下水の調査というふうにおっしゃっていました。地質調査、地盤調査ともいうのですけれども、ある意味では大きく分けて7つの項目に分かれてあります。地盤の強度はどのくらいなのか、液状化の可能性はあるのか、地下水の配置はどうなっているのか、地質がどんな現状なのか、土壤汚染があるのか、地下何メートルのところ頑丈な岩盤があるのか、地中にどんな埋設物があるのか、様々あると思われましてけれども、先ほど土壤汚染というお話が町長のほうからなかったようなのですけれども、土壤汚染は当然されると思われまして。それと、試験の内容もスウェーデン式サウンディ

ング試験とボーリング試験と表面波探査法という3つがあるそうです。この辺もし今の段階でこういう形でやりますよというのが分かっているならば教えてください。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、寺田議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

現在の計画エリアなのですけれども、サクランボ畑になっておるので、土壤汚染や埋設物など恐らくは想定されないと思っておりますが、きちんと地質調査の段階で様々な見地から調査が行われることだというふうに考えています。

○16番（寺田 進君） 今町長からサクランボ畑ということでお話がありました。私も当然そういう意味では問題ないかというふうには思われますけれども、前回の都市公園予定地でも町の持ち物だった土地の中である意味ではそのまま建物が建てられないよというふうになった経緯があります。さらに、平成15年4月30日、国土交通省から恐らく余市町にも取扱指針ということで土壤汚染についての文書が回っていると思われまして。平成14年につくられた土壤汚染法があります。平成15年2月15日に施行されました。様々な経緯からつくられたのですけれども、今後の公共用地の取得においては土壤汚染の現状を把握するための的確な調査や土壤汚染の状況を踏まえた適正な損失補償を行うなど土壤汚染の適切な対応が必要となることから、別紙のとおり公共用地の取得における土壤汚染への対応に係る取扱指針という文書が市町村にも届いていると思われまして。ないにこしたことはありませんけれども、当然工事が始まったりするわけですけれども、万が一、そのときに様々な重金属、また産業廃棄物等もあるかも分かりませんので、起こったときにどういう対応を取らなければならないのかということが一番大事になるのではないかなと思っております。そういった意味では、土地取引に当たって土壤汚染調査というのは不可欠なものになっている今の時代です。私も

前職のときに実は売却予定の敷地を担当したことがございました。そのときに最終段階に来て、敷地の何か所かボーリングをし、しっかりと全部土壌汚染の調査をして引き渡した記憶がございます。そのときに担当した工事の方に聞いたら、今こういうふうにするのは、売主がそれについての工事をするのは当たり前ですよというふうに言われました。特に行政の場合は、公共施設や公益施設を設置するときトンネル工事や道路接道などで大量の残土が出る場合、工業団地や住宅用地を造成するとき、大きな遺跡を発掘するときと、こういうことがあるので、国土交通省からさっき言った指針が平成15年4月30日に出されております。これは、売主も買主も万が一のときにしっかりと対応ができるようにするための大切な法律になっていると思いますけれども、この辺についてのご見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、寺田議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

指針に場合と要件が書いてあるかと思っておりますので、それに基づいて適切に処理するということだというふうに考えています。

○16番（寺田 進君） よろしくお伺いいたします。

先ほどの最後の工事の今後の進め方ということでご答弁いただきました。なぜこんなこと聞かかかという、同じ斜面の上部で一度残念な結果が起きているからこそお聞きしております。二度とこういうことがあってはいけない事態だったと思われれます。そういった意味では、しっかりと様々なことを一つ一つ検証していきながら進めていっていただきたいと思うのですけれども、残念ながら工事をする上では不測の事態が起こらないとも限らないと思います。そういった意味において、各調査、さらには設計、工事と進んでいく中で、その辺の情報等も議会、町民にしっかりと報告の上、進めていっていただきたいというふうに思います

が、その辺のご見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、寺田議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

安全性については、調査を現状行っていないので、答えようがないというのが現状です。ですから、調査し、実施後に改めて安全性については説明をしていくことになるかというふうに思います。

○16番（寺田 進君） そういった意味ではしっかりと安全な工事を行っていただきたいことと、地域に住んでいらっしゃる方は内容が分からないまま進むということが一番不安な状況だと思います。現実的に起こっていることがある意味ではいいことも悪いこともしっかりと町民、地域の方だけでなく、町民にしっかりと伝えて、情報を共有しながら進めると。時間的制約等いろいろあるかも分かりませんが、その辺の情報の提供についてはでき得る限りオープンにして工事を進めていただきたいというふうに思いますが、この辺の見解をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、寺田議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

同じ答弁になってしまいますけれども、安全性など工事の状況については調査を行った後に説明をすることになるかというふうに思います。

○議長（藤野博三君） 寺田議員の発言が終わりました。

各会派代表者会議の開催、さらに昼食を含め午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午後 1時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

発言順位5番、議席番号4番、佐藤議員の発言を許します。

○4番(佐藤剛司君) 令和6年3月余市町議会第1回定例会におきまして、さきのとおり通告いたしました公共施設の環境整備について質問いたします。

件名、公共施設の環境整備について。毎年日本全国で夏場の最高気温が更新され、冬場でも様々な気候変動が報告されています。夏場に関して言えば、北海道も熱帯と言ってもよいのではないかと思うほどです。平成28年から北海道でも日本脳炎ワクチンの定期接種が始まりました。日本脳炎は、蚊が媒介となるウイルス感染症です。蚊が活発に活動する期間が温暖化による影響で北海道でも本州と変わらない状況になっているのに加え、国内外からの観光客の増加により感染リスクは高まっています。日本脳炎以外の蚊が媒介となるウイルス感染症もたくさんあります。余市町総合体育館の2階体育室では、夏場排煙窓を開放して暑さ対策をしております。しかしながら、網戸がないため、昆虫の侵入が絶えません。基本武道というものははだして行われるものですから、そこで行われている武道の練習中に昆虫を踏んでしまうことも多々あります。昆虫を踏むことにより感染症に感染する、もしくは滑ってけがをする状況も考えられます。また、庁舎についても猛暑の影響から窓の開放は避けられない状況から、夜間に関しては虫の侵入が常態化し、職務に影響があるのではないかと思います。以下の件について伺います。

1、現状クーラー設置をしていない総合体育館について、夏場は窓の開放により暑さ対策をされており、虫の侵入を防ぐ意味からも網戸が必要と考えますが、網戸の設置について伺います。

2、役場庁舎内の網戸について、現在網戸の機能としては不完全に思えるのですが、対策は考えているのか伺います。

答弁よろしくお願ひいたします。

○町長(齊藤啓輔君) 4番、佐藤議員の質問に

答弁します。

役場庁舎内の網戸に関する質問ですが、夏場における庁舎内の蜂の侵入を防ぐために令和2年度から導入しています。簡易であるため耐久性も弱く、使用の仕方によっては数回で破れてしまうこともあります。破れた箇所については可能な範囲で順次交換、更新していきます。

○教育長(前坂伸也君) 4番、佐藤議員の総合体育館体育室の網戸の設置に関する質問に答弁させていただきます。

総合体育館2階の体育室につきましては、排煙窓の開放により暑さ対策を行っているところでありますが、窓に網戸が設置されていないことは承知をしているところでございます。今後体育室を利用される方が安心してスポーツ活動に取り組める環境整備について指定管理者と協議し、設置について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○4番(佐藤剛司君) ただいま答弁をいただきました。限りある予算の中から様々なことをやっていかなければいけないのしょうけれども、先に庁舎の網戸について、持続的に網戸を交換して、破れたところからやっていくというやり方も、限りある予算を考えた場合はそういうふうになってしまうのかなと思うのですけれども、職員の仕事の効率だったり、タイムパフォーマンスを考えた場合、やはりある程度しっかりしたものを設置していくというのも一つの案だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○町長(齊藤啓輔君) 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思ひます。

網戸つけても暑いのは暑いので、意味ないのです。だとしたら、クーラーを整備するほうが必要だと思うのですけれども、まずよくありがちなのは、役場庁舎が一番後回しにされがちなので、うちの職務環境としては非常に悪いのです。しかし、予算つけて、小中学校と保育所を中心にまずクー

ラー整備しますので、その後に可能な範囲で役場の冷房環境も整えていけるようにしていきたいなとは思っています。

○4番（佐藤剛司君） 庁舎の環境整備について前向きな発言いただきました。早急に暑さ対策できれば、とてもよろしいかと思えます。

続きまして、体育館の件に関して質問いたします。先ほど教育長からの答弁からうかがえることは、早急に検討していただけるということによろしいでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

ただいま答弁をさせていただきましたが、体育館、指定管理者制度を導入しております。指定管理者と早急に協議をして、窓の構造等も十分考慮した中で、設置できるものであれば早急に対応したいと考えております。

○4番（佐藤剛司君） 今回取り上げた公共施設以外にも様々な暑さ対策ということでやっていかなければいけないと思いますが、町民の福祉の向上も考えて、今後早急な対応をできるところからやっていただければと思います。

以上、質問終わります。

○議長（藤野博三君） 佐藤議員の発言が終わりました。

発言順位6番、議席番号13番、ジャストミートあたる議員の発言を許します。

○13番（ジャストミートあたる君） 通告書に基づき質問させていただきます。

余市港付近の汚水と悪臭について。余市港近くの自動車教習所の沿岸では、以前から悪臭が漂っていた。堤防を見たところ、排水管のようなものがあり、そこから汚水が常に流れ出ている。魚の腐ったような臭いからどこかの加工場と直結しているのではないかと思われる。20年ほど前から汚水が流れ出ているのを私は記憶している。今は鉄の蓋がつけられているが、隙間からまだ何か流れ

出ているようだ。先日常任委員会で提出された水質調査の資料によると、近辺の水質には問題ないとの報告だった。しかし、問題ないとは到底思えない悪臭である。そこで、次項のことを伺いたい。

1、汚水が流れ出ている排水口はどこにつながっているのか。

2、汚水の発生源は何か。

3、鉄の蓋で覆ったのはいつか。

4、この汚水の流出を今後どうするつもりか。

5、水質調査のポイントをこの排水口付近でできないものか。

次、中学校の制服の保護者負担について。小学校から中学校へ進学する際に現状では制服が必要になる。制服着用には学校による着用義務、強制性があり、入学時に保護者が購入しなければなりません。費用もそれなりなので、保護者の負担となります。そして、制服なので、決められた型があり、選択の自由はありません。さきの定例会にて、教育長は憲法26条における義務教育は無償とするに対して授業料だとお答えになった。だとするならば、制服を着用しなければ授業に参加できない規範があるのなら、国もしくは町が負担すべきではないか。そこで、次の事項のことを伺いたい。

1、中学校への進学時に制服等の基本的な保護者負担は今幾らぐらいか。

2、現状余市町において、中学校の学生服に国または町からの補助はあるか。

3、余市町独自の政策として学生服無償化について可能性はあるか。

4、子供の教育に関わるお金がかかり過ぎるがゆえに少子化との意見があるが、町または教育長としての所見を伺いたい。

次、給食の地産地消について。以前給食を作られていた方から地元の食材を使えないとの相談があった。地元の食材を使うにしてもどこから仕入れるかは既に上の段階で決まっており、どうにも

できないとのことだった。話によると、地元で手に入るものでも遠方から仕入れており、予算が膨れるばかりではなく、フードマイレージの増大にもつながっているようだ。そこで、次項のことを伺いたい。

1、以上に上げた給食食材の状況は本当か。

2、余市町の給食に余市町の食材はどのくらい使われているか。また、使われているとするならば、どのような食材が使われているのか。

3、子供たちが食べている給食のメニューを保護者は画像で見る機会はあるか。

次、農林水産課の町民への対応について。昨年登町にて熊が出没した。不安になったある方がその後の熊の動向を尋ねたところ、農林水産課に回答してもらえなかったという苦情が私のもとに入った。そこで、私が事務局を通して同じ内容を尋ねたところ数日で回答があり、その町民の方へ伝えることができた。相変わらず余市町農林水産課の対応は町民の疑問や不安に答えていないという実態が分かった。回答の内容は、小樽方面の山へ向かったとのことだ。なぜこのような簡単な疑問にも答えられないのか甚だ疑問である。何度も言うが、他の自治体は町内外問わず答えていただけ。町民に対する対応の質が悪いと言わざるを得ない。農林水産課及び町の対応はこのままでいいのか、所見を伺いたい。

次、余市町で土葬が出来る事について。全国で土葬ができる自治体の中に余市町が挙げられている。また、全国で9か所しかないうちの一か所であるということも分かった。そこで、次項のことを伺いたい。

1、土葬をやっているのはどういった組織、または団体か。

2、どのような経緯で土葬文化が余市に根づいたのか。

3、余市町では民間や一般人でも土葬はできるのか。

4、土葬にできる条件は何か。

5、土葬は現行の法律に抵触していないのか。

6、土葬している墓地の場所はどこか。

次、余市町役場の外観について。議員になって役場に来ることが多くなり、気づいたことがある。それは、役場正面の網戸のほつれだ。夏場になると大きな穴の開いた網戸が風に吹かれて数か所はためいており、これは町の顔としていかがなものかと考えてしまいます。庁舎本体の老朽化は致し方ないとして、網戸は十分努力で賄える範囲です。近隣の自治体の庁舎ではまず見たことがない光景ゆえ、登庁するたびに悲哀を味わっています。今年の夏までに何とかしませんでしょうか。町長の所見を伺いたい。

以上です。よろしくお願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の余市港付近の汚水と悪臭についての質問に答弁します。

1点目の排水口に関する質問ですが、町道富沢町7丁目線道路側溝のほか、不明な管が堤防にあるボックスカルバートの排水口に接続されています。

2点目の汚水の発生源ですが、特定しておりません。

3点目の鉄の蓋に関する質問ですが、およそ20年前に設置しています。

4点目の今後の対応に関する質問ですが、排水口には不明な管が接続されており、今後調査について検討します。

5点目の水質調査のポイントをこの排水口付近でできないかについてですが、現在まで実施している調査地点は合理的かつ効率的であることから、変更することは考えておりません。

次に、農林水産課の町民への対応についてですが、町民から熊の問合せがあった場合、適切に対応しており、回答をしないということはありません。

次に、余市町で土葬ができることについての質問に答弁します。1点目の土葬をやっている組織、団体についてですが、宗教法人により管理運営されています。

2点目のどのような経緯で土葬文化が余市に根づいたかについてですが、土葬文化が本町に根づいたとは認識しておりません。

3点目の余市町では民間や一般人でも土葬はできるかについてですが、許可されている墓地内において土葬はできます。

4点目の土葬できる条件についてですが、土葬の許可された墓地が条件となります。

5点目の土葬は現行の法律に抵触しないのかについてですが、土葬埋葬等に関する法律において死体を土中に葬ることを埋葬と定義されているため、法律に抵触はしておりません。

6点目の土葬している墓地の場所についてですが、梅川町内に所在しています。

次に、余市町役場の外観に関する質問についてですが、設置している網については簡易であるため耐久性も弱く、使用の仕方によっては数回で破れてしまうこともあります。破れた箇所については可能な範囲で順次更新していきます。

なお、教育委員会関係については、教育長より答弁します。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミートあたる議員の中学校の制服の保護者負担についてのご質問に答弁申し上げます。

1点目の制服等の保護者負担についてでございますが、中学校3校で若干の違いはございますが、制服とジャージを合わせて6万円から7万円程度の保護者負担であると認識をしております。

次に、2点目と3点目のご質問については関連がございますので、一括して答弁させていただきます。学生服の補助については、経済的な理由により援助が必要な世帯については生活保護制度や就学援助制度の中で支援をしているところであ

り、教育的な観点から公平性は確保されているものと認識をしており、現状では学生服の無償化を実施する考えはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の教育費と少子化の関係についてでございます。少子化が進む背景としては様々な課題があると言われておりますが、子育てや教育に関わる経済的負担も要因の一つであると認識をしております。

次に、給食の地産地消についてのご質問に答弁申し上げます。1点目と2点目は関連がございますので、一括して答弁させていただきます。食材の購入につきましては、できる限り町内業者から食材の購入をしていただくよう各校をお願いをしているところでございますが、給食の食材につきましては一定の品質で、かつ一定量を安定的に納入していただくことが必要となることから、給食の食材として余市産の野菜や果物などを使用しているものの、年間を通して約40回の使用にとどまっており、全体として見れば極めて低い割合であると認識をしております。また、使用回数は少ないながらもキュウリ、ミニトマト、リンゴなど余市産の食材を利用している状況でございます。

次に、3点目の給食のメニューを画像で見る機会についてでございますが、画像には特化しておりませんが、保護者の方々に給食を理解していただくことを目的に月1回給食だよりを発行するとともに、コロナ禍は中止しておりましたが、各校において保護者向けの給食試食会を開催しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○13番（ジャストミートあたる君） まず、最初の余市港付近の汚水と悪臭についてなのですが、発生源は特定できていないとありますが、魚の腐ったような臭いからして、やっぱり加工場から、もしくは一般とはいえ排水口直結で流されているのではないかという考えに至るわけですが。汚水のある排水口がどこにつながっているかというのと、

側溝だとか家庭につながっているのかなとは思いますが、発生源、特定できないとはいえ何か分かりませんか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

先ほど申し上げたとおり、特定しておりませんということなので、分からないというのが現状です。

○13番（ジャストミートあたる君） 特定に至るまで今後調査はされるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

先ほど申し上げましたとおり、水質に関する調査は行っておりますので、引き続き水質に関する調査は行っていくということでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 水質はもちろんのこと、発生源です。どこから漏れているのか、この汚水がということの調査についてでございます。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

先ほど1点目で申し上げましたけれども、不明な管が接続しておることなので、そこについては今後調査について検討するというようなことです。

○13番（ジャストミートあたる君） 不明の管については調査していただくということおっしゃっていただいたので、よろしく願います。

あと、水質調査のポイントなのですが、今のままでいいというお答えだったのですが、やはりどうしてもあそこ近辺が非常に悪臭と水質が白く濁った水が流れ出ているので、あそこを避けて水質調査してもそれはきれいだよねということになるわけです。ですがそこを調べない限り、やっぱり

汚水というものはどれだけ汚いかということを表さなければいけないもので、周りのきれいなところを幾ら調べてもしょうがないわけで、どれだけ汚れているかということを私たちは知りたいわけです。だから、ぜひともポイントを増やしていただきたいのですが、たった1ポイントでいいのです。あそこの排水口の周りでいいのですが、やっぱりポイント増やすことできませんでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

水質調査のポイントは現在10地点で行っており、河口付近と河川を調査しておりますので、合理的に調査できているというような見解です。

○13番（ジャストミートあたる君） それ今後増やさないということではよろしいでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

1点目で申し上げましたが、現在のところ変更は考えておりません。

○13番（ジャストミートあたる君） この汚水の流出を今後どうするつもりかのところで調査すると言ったのとちょっと矛盾が生じているような気がするのですが、調査と今後ポイント増やさないという差は何でしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

汚水の調査をするとは言っていません。不明な排水管が接続されていることについて調査を検討しますと言いました。

○13番（ジャストミートあたる君） ということは、あの汚水は今後数年間しばらく流れ出続けるということではよろしいのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思

ます。

汚水かどうかについては水質調査によって判明されるわけですが、現在のところ水質調査を行って、問題がないというようなことが出ております。引き続き、排水口付近での悪臭について付近の住民からは苦情がないため調査はしていませんけれども、同様の事案が続いた場合には事実関係を確認していくことといたします。

○13番（ジャストミートあたる君） 通告書にもあるように、僕は20年前からあそこは臭いと思っていて、しかもそのときに、先ほどあったように、蓋をしたのはいつかは20年前ということなのです。ちょうど僕が見た後ぐらいに蓋をしているわけですか。あれは何で蓋したのですか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

蓋をした経緯については把握しておりません。

○13番（ジャストミートあたる君） 簡単に言うと臭い物に蓋をして、そういった汚水の流出を覆ったという、隠蔽工作としか思えないのですが、見た目も臭いもひどいというふうに、ここまで言ってもやはり水質の調査しませんか。僕していただきたいのですけれども、あそこ一度行ってもらえば分かるぐらい臭いのです。それが海の水に流れ出ているというのが僕は耐えられないのです。もう一度お伺いしたいのですが、あそこに対して調査していただきたいのですが、所見を伺いたいです。

○議長（藤野博三君） ジャストミートあたる議員に申し上げます。

発言については、通告の順序に従って発言していただきたいと思えます。議長としては、1、2、3、4の順番でやって、最後は5の質問に入っていると思えますので、その辺を十分考慮した中で質疑していただければと思えます。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりまし

た。

水質調査のポイントをいま一度増やしていただきたいのですが、最後に町長の所見を伺いたいです。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

先ほど来申し上げているとおり、生活排水や工場排水が河川や海に影響を及ぼすかどうかについての合理的なポイントで水質調査を行っていることから、現在のところ変更するつもりはありません。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。大変残念な回答だったと思えます。

次に移ります。中学校の制服の保護者負担についてです。24年度、今年の中学生の人数は何人ぐらいか分かりますでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁を申し上げます。

令和6年2月現在見込みでございますが、中学校総計で348人となっております。

○13番（ジャストミートあたる君） そのうち新入生は何人でしょうか。

○議長（藤野博三君） ジャストミートあたる議員に申し上げます。

通告の中に生徒の人数を聞くところが通告されておりません。ですから、その辺は十分考慮されながらご発言をお願いしたいと思います。

教育委員会としては、答弁できるところは答弁していただきたいと思えます。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁を申し上げます。

あくまでも見込みでございますが、来年度新入学、中学校に入学される生徒数は110名程度ということで把握しております。

○13番（ジャストミートあたる君） ということ

は、大体770万円、800万円ぐらいあれば新入生の制服の補助は全額補助できるということになると思うのですが、私が調べたところ、北斗市は市内中学5校が24年度から制服は無償化になります。こういった流れがやっぱり余市町の教育の負担というものの軽減するということになると思うのですが、制服というのものなかなか強制性が強くて、こういったものに最初に6万円から7万円かかると。これ例えば入学して制服を買えなかったとか、制服で登校したくないというふうになると、学校側からすると授業には参加できなかつたり、僕の頃も制服を着ない子がいたのですけれども、やっぱり学校から一回帰れと言われて、授業受けられなかった場合もありました。そういった面においてこういったものをなくすために制服の自由化、今私服でも登校できるようにということは考えられていないでしょうか。

○議長（藤野博三君） ジャストミートあたる議員に申し上げます。

通告の内容と少しずれています。ジャストミートあたる議員の発言が今何番目の発言しているのかちょっと状況の把握できないところもありますので、その辺よく考慮された上で質問していただければと思いますので、ご配慮よろしく願いいたします。

○13番（ジャストミートあたる君） 失礼しました。保護者負担24年度770万円、概算で。800万円ぐらいかかるのですが、これを町が負担するという可能性はないでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁を申し上げます。

他の自治体の例もお話でしたが、今現在町のほうでは、町長、子育て支援ということで力を入れられており、様々な子育て支援の施策が進められております。そういった中では、保護者の方々の負担は相当軽減されていると認識をして

おります。そういった中で、教育的な観点で申し上げますと、援助が必要な方の支援は町のほうでもさせていただいておりますので、今後もそういったことを継続して、教育の公平性というものを保っていきたいと考えております。

○13番（ジャストミートあたる君） 中学校の制服を撤廃して、私服登校というのは考えられませんか。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

なぜ制服が必要なのかということで申しますと、私服より経済的で、服装による格差を生まないと、生じないということ、あとは統一された身なりで学ぶことができること、平等性が確保されるということで、制服の意義は非常にあるものだと考えております。あと、民間企業のアンケート調査なのですが、中高生の8割から9割がやはり制服に肯定的であるということで、私服を好まないというか、一部高校では私服あるように、そこは承知しておりますが、私自身制服は必要なものであるということで、全部とは言わないのですが、生徒さん、あと保護者の方も制服の有効性というのは十分に認識をされているというふうに理解をしております。

○13番（ジャストミートあたる君） 僕は、自由化のほうがいいと思っているのです。その理由としては、自由化の中でも制服を着たい人は着たいというのも一つの個性の伸び代であり、多様性に準じた学校生活だと思うのですが、言わば私服の中での制服着用というのも一つの考え方だと思うのですが、その点に関してどうでしょうか。

○議長（藤野博三君） ジャストミートあたる議員に申し上げます。

通告の内容が中学の制服の保護者負担についてでありますので、制服自由化等についてはこの質問の中に一切含まれておりませんので、その辺を

加味した中で教育長のほうにも答弁していただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

いろいろなお考えがあるというのは私も承知をしておりますが、現状では制服は堅持したいと考えております。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。ありがとうございます。

では、次に移ります。給食の地産地消については、昨日の定例会でも尾森議員の話で大体同じような内容だったので、あまりかぶってもどうかと思うのですが、3番の子供たちが食べている給食のメニューを保護者が画像で見える機会はあるかについてなのですけれども、ホームページで簡単に見れるということではできませんか。話によると、給食日より見るよりもカラーで見たいなと思ったりもするわけですが、ホームページの掲載を考えておられるでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁を申し上げます。

先ほど答弁をさせていただきましたが、保護者向けに給食だよりというものを発行させていただいて、給食試食会というものを開催をしております。そういった中で保護者の方々には余市の給食というものを理解をしていただいているものと考えております。引き続き、この給食試食会というのはPTAの主催でやられている部分もありますので、給食を知ってもらうという部分についてまたPTAの方々とも協議をして、いろいろな媒体もあると思いますので、そこら辺の提起をしてまいります。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。

次に移ります。農林水産課の町民の対応につい

ては、過去の定例会でも私結構何回も言ったと思うのですが、やはりまだ現状答えてもらえない、折り返しの電話もいただけないということで、詳しいこと、簡単に言うと書いてあるように小樽方面の山に向かったと言うだけで相談者はよかったです、それすらも教えてくれなかったもので、熊といえばジャストミートあたるだということで、僕のところに来たのですけれども、それで事務局に言ったところ簡単に答えてもらえたと。わざわざ議員を通さないと、これぐらいの回答はできないものですか。お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思ひます。

先ほど申し上げたとおり、町民から熊の問合せがあった場合、適切に対応しており、回答しないということはありません。

○13番（ジャストミートあたる君） これ僕も経験しているのですけれども、回答してもらえません。適切だとは僕は言い難いと思うのですが、こういった声が届いているにもかかわらず、町長、それでも適切に回答しているというふうにおっしゃいますでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思ひます。

先ほど申し上げたとおり、適切に対応しているという認識です。

○13番（ジャストミートあたる君） 町長の言う適切とは、どういうことでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思ひます。

この場合は、回答しないということはないということです。

○13番（ジャストミートあたる君） 回答してもらえなかったという苦情が私のもとに入っていま

す。それについてどうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

この場で言った、言わないで議論することこそ不毛だと思いますので、私の答弁は引き続き担当課においては適切に対応しているということでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 農林水産課は度々定例会でも質問させていただいているのですが、相変わらずだということを私は認識しました。大変残念な回答でございます。これ以上言ってもしょうがないので、次行きます。

次です。土葬についてですが、例えば一般町民が火葬ではなく土葬したいといった場合には、どういった手続が必要でしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

一般町民が土葬したい場合は、埋葬の許可申請を町に出してもらうことになります。

○13番（ジャストミートあたる君） 今埋葬許可申請をしてもらおうということだったのですが、これは宗教、住んでいるところとか、あとは住民票にかかわらず許可申請は取るものでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

許可申請に関しては、余市町外であっても埋葬許可書を発行しています。

○13番（ジャストミートあたる君） この許可申請を例えばはじかれる、許可が下りないということはありませんでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

許可条件が整っていれば、はじかれるというこ

とは原則ないものと考えます。

○13番（ジャストミートあたる君） いま一度、先ほどちょっと聞き取りづらかったのですが、できる条件をもう一度お願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

許可条件に関しては法律で定められているので、町政の戦略的な方向性に関する質問ではないので、私の手元に今ありませんが、担当のところに行けば分かるので、今私の手元ではお答えできません。

○13番（ジャストミートあたる君） 条件というのは今すぐには分からないということで、分かりました。

以上で土葬の件に関しては、ありがとうございました。

次でございます。余市町役場の外観についてなのですが、先ほど随時直しているというのですが、毎年毎年夏になると網戸がはためいていて、見た目が相当悪いという話も聞くわけですが、どうにかならないものかと。これは十分努力で賄える範囲なのです。例えば網戸サッシで張り替えるぐらいですから、それをほったらかしにしても、二、三回で限界が来ると言っていますが、張り替えれば1年ぐらいいはもつわけで、今ぐらいいから始めれば何とか張り替えは済むのです。あからさまに正面の見栄えが悪過ぎて、ほかの市役所行っても、役場行ってもこういった場面は見受けられないということなのですが、これ積極的に直して欲しいのですけれども、いかがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

あれ実は網戸ではないのです。網戸をつけるところがなくて、窓を開けたらそのまんま外になるので、そこにテープみたいなので固定しているだ

けなので、厳密に言うとは網戸ではないので、耐久性に問題があるということで、先ほども申し上げましたとおり、網戸にしても暑いものは暑いので、あんまりこの辺は、網戸を替えるというよりは冷房を整備するほうが大事ではないのかなというふうに思います。

○13番（ジャストミートあたる君） はっきり言って、あの網も機能していないと思うのです。みずばらしいだけなので、なら外しませんかということになるのです。外しませんか、あれ。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

蜂が入ってくるのは、先ほども答弁しましたけれども、蜂が入ってくるのをブロックできるというような効果があるので、つけているということなのですけれども、いずれにせよ暑いことは暑いので、冷房整備ができるように整えていきたいというような考えであります。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。

最後になりますが、蜂を防ぐにしてももうちょっと何か見栄えよくしませんかと。機能は蜂、蚊は入ってくるのでしょうけれども、蜂は防げるということならば、もうちょっと何かやりようがあるのではないかなと。内側で処理するだとか、あとは外側に張らないで内側で網を張るだとかというふうにすれば外には出ないのではないかな。もうちょっとやりようがあると思うのですが、そのところ検討していただけないでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

あれは、先ほど申し上げましたとおり、網戸ではなくて、網を張っているだけなのですが、具体的に言うと扉を開ける取っ手に引っかかるので、一回で壊れるので、つけてもつけなくても意味が

ないというのが正直なところなのですが、いずれにせよそんなに手間をかける話ではないし、町政の方向性には何の影響もないので、この程度の答弁になるということをご理解いただければと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 苦肉の策ということですが、もうちょっと見た目何とかしてほしいなというところでございます。検討していただきたいということで質問を終わりたいと思います。

以上です、議長。

○議長（藤野博三君） ジャストミートあたる議員の発言が終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時51分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明12日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 1時52分

上記会議録は、細川書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 藤 野 博 三

余市町議会議員 1番 山 本 正 行

余市町議会議員 2番 尾 森 加 奈 恵

余市町議会議員 4番 佐 藤 剛 司